

北海道の「食」を応援しませんか？ 北のめぐみ愛食応援団募集

「地産地消」をはじめ、「食育」、「スローフード運動」を総合的に推進するため、道民みんなで身近な道産食品の良さを理解し、もっと愛用しましょうという“愛食運動”を展開しています。

“愛食運動”の輪をより一層広げていくため、「地産地消」「食育」などの活動を実践していただく、『道内の企業や団体(支店、支部を含む)及び3人以上のグループ』を募集します。「愛食応援団」の取り組みは道のホームページなどで広くご紹介しますので、ぜひご登録ください。

申請先

●申請者の所在地がある総合振興局又は振興局

→幌延町の場合、宗谷総合振興局になります。

●申請者の事務所等が複数あり、所在地が2つ以上の総合振興局又は振興局をまたがる場合は、道庁農政部

※申請方法など詳しくはホームページをご覧ください。

北海道農政部食の安全推進局
食品政策課
電話 011-204-5429

11月は

労働時間適正化 キャンペーン

期間です。

過重労働と賃金不払残業
の解消のために

全国一斉
無料相談ダイヤル

11月6日(土) 9:00～17:00

なくしよう 長い残業
0120-794-713

厚生労働省・北海道労働局・各労働基準監督署
北海道労働局ホームページ
<http://www.hokkaido-lador.go.jp/>

戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が、平成22年10月25日(月)から始まりました。

- ・対象者は、戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方です。
- ・請求受付期間は、平成22年10月25日～平成24年3月31日です。
- ・当基金から請求書類をお送りします。まだ、お手元に届いていない方は、当基金にお電話ください。

ご連絡・お問い合わせ先

独立行政法人

平和祈念事業特別基金 事業部特別給付金担当

0570-059-204(ナビダイヤル)

(IP電話、PHSからは

03-5860-2748)

受付時間:平日9:00～18:00

預金保険制度のお知らせ

預金保険制度とは、金融機関が預金保険料を預金保険機構に支払い、金融機関が破綻した場合に、一定額の預金等を保護するための保険制度です。

制度概要の詳細につきましては、金融庁及び預金保険機構ホームページに掲載されていますのでご覧ください。また、預金保険制度にかかる資料をご希望の方は、北海道財務局(または旭川財務事務所)までご連絡ください。

金融庁ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/policy/payoff/index.html>

預金保険機構ホームページ

<http://www.dic.go.jp/>

※財務局連絡先は以下のとおりです。

北海道財務局 総務部財政広報相談官

電話011-709-2311

(内線4270、4247)

旭川財務事務所

電話0166-31-4151

裁判員制度 ～まもなく名簿記載 通知を発送します!～

☆裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

裁判員候補者名簿に登録される人数は、予想される裁判員裁判対象事件の数などによって毎年変動しますが、平成23年分の名簿に登録される人数は、全国で約31万6000人です(有権者全体に占める割合は、約330人に1人)。

☆裁判員候補者名簿記載通知について

平成23年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、来年2月ごろから平成24年2月ごろまでの間に裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをさせていただいたためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものです。項目に当てはまらない方は、返送の必要はありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ていただくことも、又は裁判の当日(選任手続時)に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。